

鳥取県告示第208号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
89	株式会社山陰合同 銀行米子支店	所在地	米子市東倉吉30	米子市加茂町 二丁目104	平成25年3月18日